

社会福祉法人の「基本財産の処分承認」の申請に要する必要書類

次のようなケースは、「基本財産の処分」に該当します。

- (1) 基本財産（建物等）の取り壊し
- (2) 基本財産（土地、建物）売却、譲渡及び貸与
- (3) 基本財産（土地、建物）のその他財産等への転換
- (4) 基本財産（基金等）の取崩し

必要書類は、次のとおりです。

	区分	建物等の 取壊し	不動産の 売却等	基金等の 取崩し	備考
1	申請書	○	○	○	2部提出
2	理事会及び 評議員会議 事録（写）	○	○	○	※ 議事録は、原本から次のア～ウを含めてコピーしてください。 ア 開催日、場所、出席者等適法に開催されていることが確認できること。 イ 申請内容に係る議題が決議されていることが確認できること。 ウ 署名欄 別紙に詳細を記載している場合は、該当する別紙も添付してください。
3	財産目録	○	○	○	申請財産の処分前のもの
4	不動産登記 事項証明書	○	○	—	
5	残高証明書	—	—	○	
6	不動産の価 格評価書	—	○	—	市町村、銀行発行の評価書又は不動産鑑定書等
7	売買価格等 を証する書 類	—	○	—	売買（交換）仮契約書（写）又は買取確約書（写）等
8	売却金等の 使途計画書	—	○	○	
9	施設建設 （改築）計 画書	○	○	○	
10	図面	○	○	—	平面図・配置図（処分物件を色分けしてください）
11	その他所轄 庁が必要と 認めた書類	○	○	○	申請内容に応じて提出を求めています。

* 書類は各1部（申請書のみ2部）を提出してください。

1 申請書（2部）

※ 「申請日」には、実際に申請を行う日を記入してください。

2 理事会及び評議員会議事録（写）

※ 議事録は、原本から次のア～ウを含めてコピーしてください。

ア 開催日、場所、出席者等適法に開催されていることが確認できること。

イ 申請内容に係る議題が決議されていることが確認できること。別紙に詳細を記載している場合は、該当する別紙も添付してください。

ウ 署名欄

3 財産目録

※ 申請財産の処分前のものを提出願います。

4 不動産登記事項証明書（建物の取り壊し、不動産の売却等の場合）

5 残高証明書（現金・基金等の取り崩しの場合）

6 不動産の価格評価書（不動産の売却等の場合）

※ 市町村、銀行発行の評価書又は不動産鑑定書等を提出願います。

7 売買価格等を証する書類（不動産の売却等の場合）

※ 売買（交換）仮契約書（写）又は買取確約書（写）等を提出願います。

8 売却金等の使途計画書（現金・基金等の取り崩し、不動産の売却等の場合）

9 施設建設（改築）計画書

10 図面（建物の取り壊し、不動産の売却等の場合）

※ 平面図・配置図（処分物件を色分けしてください）を提出願います。

11 その他所轄庁が必要と認めた書類

※ 申請内容に応じて提出を求めることがあります。